

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス

第17回

定時株主総会

参考書類・事業報告等

目次

事業報告	
1. 会社の現況	1
2. 株式の状況	8
3. 会社役員の状況	9
4. 会計監査人の状況	16
5. 会社の支配に関する基本方針	16
6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針	16
連結計算書類	18
計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	30
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	37
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取 締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付 与のための報酬決定の件	40

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化が進むとともに、インバウンド需要も増加するなど、緩やかな回復基調となりました。一方で長期化するウクライナ情勢や緊迫化する中東情勢等の地政学上のリスクや円安の影響による原材料価格及びエネルギー価格の高騰等の影響により、先行きが不透明な状況が継続しております。

このような状況の中でも、政府はキャッシュレス決済の推進を国策として、2025年には同決済比率を40%、将来的に世界最高水準となる80%を目指しております（注）。この目標に対し、経済産業省の発表（2024年3月29日）において、2023年のキャッシュレス決済比率が39.3%に達しており堅調に上昇しております。これを追い風に、キャッシュレス決済業界においては、生活様式の変化を踏まえつつ、無人店舗やモバイルを起点とした新たなサービスやソリューションが増加しています。

当社においても、当連結会計年度は、当社データセンターに接続する端末は堅調に増加しており、稼働端末台数は96万台となりました（2024年3月末）。センター利用料の売上についても継続して増加しており、キャッシュレス決済サービスは堅調に推移しております。また、情報プロセッシングサービスにおいては、nextore事業においてJCBグループとの協業スキームが本格展開を開始し、当社端末の設置が進んだほか、流通小売事業者向けソリューションの提供やコンビニ収納窓口サービス事業などを展開するウェブスペース株式会社を子会社化するなど、競争優位性をさらに高めるための取組みを鋭意進めております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は10,370百万円、売上総利益3,321百万円、営業利益777百万円、経常利益765百万円となりました。また、法人税等125百万円の計上及び繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額55百万円の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は、585百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。また当社の事業セグメントはキャッシュレス決済サービス事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

（注）「キャッシュレス・ビジョン」経済産業省（2018年4月）

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,643百万円で、その主なものは、ソフトウェア投資3,214百万円になります。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年4月4日付で株式会社東京証券取引所グロース市場へ上場し、2023年4月3日を払込期日とする一般募集による増資により5,971,700株を発行し、5,164百万円を調達しました。

運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末時点で同契約にかかる借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 (第14期)	2022年3月期 (第15期)	2023年3月期 (第16期)	2024年3月期 (当連結会計年度) (第17期)
売 上 高(千円)	—	—	—	10,370,036
経 常 利 益(千円)	—	—	—	765,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	—	—	—	585,348
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	15.85
総 資 産(千円)	—	—	—	25,530,241
純 資 産(千円)	—	—	—	10,829,861
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	—	—	—	292.13

(注) 当社では、第17期より連結計算書類を作成しているため、第16期以前の各数値については記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 (第14期)	2022年3月期 (第15期)	2023年3月期 (第16期)	2024年3月期 (第17期)
売 上 高(千円)	6,451,089	7,139,159	7,831,435	10,370,036
経 常 利 益(千円)	158,690	712,345	535,357	818,089
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	98,640	△385,789	672,519	637,657
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	3.13	△12.23	21.19	17.27
総 資 産(千円)	9,641,671	10,372,062	9,808,555	16,751,905
純 資 産(千円)	7,306,970	5,766,516	4,956,089	10,882,170
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	231.86	179.20	159.67	293.54

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社には該当しませんが、その他の関係会社である三菱商事株式会社との取引については、一般の取引と同様に、市場価格を参考に価格交渉を行い決定しております。また、当社取締役会は、当社独自の経営判断で事業活動及び経営上の決定が行われており、その他の関係会社(親会社等)からの独立性が確保されているものと考え、当社の利益は害されていないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ウェブスペース株式会社	東京都千代田区	18,000千円	100.0%	流通小売事業者向け業務支援ソリューション開発・提供事業

(注) 2023年12月26日にウェブスペース株式会社の全株式を取得し子会社化いたしました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① セキュリティ体制の継続的強化及び決済システムの強化

電子決済サービスを提供している当社の事業には強固なセキュリティ、セキュアなシステムが求められており、それらを継続して強化していくことが当社の課題であると認識しております。具体的には、クレジットカード業界のセキュリティ基準協議団体（PCI SSC）が定めるPCI DSSの基準に則った運用をしており、決済端末で暗号化されたカード情報は、システムで復号化されるまで、決済処理の経路上でカード情報を取得できないようにしております。また、当社の事業がインターネットを介しての通信ネットワークに依存していることから、システム内の多層化・冗長化に取り組んでおります。システム上の観点のみならず、情報セキュリティに関する規程に基づく管理の徹底と社内教育及び研修の実施によりセキュリティの強化に努めてまいります。

② データセンター移設の完了

当社は2025年3月期にデータセンターの移設を予定しております。今後の「情報プロセッシング」の拡大を見据え、より安全で拡張性の高いデータセンターの選定、サービス提供に影響を及ぼさない移設作業を行うため、決済系に精通し仮想化技術に長けた体制の構築、移行方式含めたアーキテクチャの第三者評価の実施、予期せぬ事象に備えた詳細スケジュール策定とバックアッププラン策定を進めてまいりました。確実なデータセンター移設の実行のため、策定したプランに則り、移設作業を実施してまいります。

③ ストック収入による定常的な利益の創出

当社の収益モデルは、顧客端末が当社決済処理センターに接続され継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。収益を積み上げていくために先行して費用が計上されるインフラ事業的要素があります。顧客基盤の拡大と端末設置台数の増加に伴い、当社決済処理センターへの接続による売上のみで定常的な利益を創出することが課題となるため、コストマネジメントを徹底し利益の創出に取り組んでまいります。

④ 「情報プロセッシング」及び流通ソリューション事業の立ち上げ

当社は決済のみならず流通業が必要とするソリューションを総合的に提供する企業体、そしてデータを保存・分析・連携する「情報プロセッシング」を提供する高度なインフラ事業体へと進化を遂げることが戦略的方向性であることから、「情報プロセッシング」の安定的な収益化が課題であると認識しております。「情報プロセッシング」の一つのサービスであるnextoreにおいては、JCBグループとの協業スキームが本格展開を開始いたしました。その他のサービスにおいても、

顧客等との実証実験などを通じ具体化を図り、取組みを加速させていくことで収益化を図ってまいります。

⑤ M&A及びアライアンスによる企業価値向上

当社は、当連結会計年度において、M&A及びアライアンスにより事業領域を拡大、新たな顧客基盤を獲得してまいりました。引き続き、当社グループの中長期的な持続的成長と企業価値向上のため、M&A及びアライアンスを推進してまいります。

⑥ 子会社との連携強化と子会社管理体制の確立

当社と経営統合した子会社との間で協業の体制を構築するとともに、相互に事業シナジーを創出し、当社グループの企業価値を向上させていくことが必要であると認識しております。当社の経営方針に沿った子会社の経営管理体制を整備し、子会社管理に関する規程等に基づき経営管理を行い子会社管理の体制を確立させ、当社と子会社のサービスの融合、相互送客によりグループシナジーを創出してまいります。

⑦ 人的資本経営の推進

当社の持続的な成長と企業価値の向上には、何事もやりきることができる強い「組織」とそれを構成するあらゆる「人材」が必要不可欠と考えております。事業の拡大に伴う、意欲の高い「人材」を確保し、戦略的な教育と成果に応じた評価と処遇の実行及び安心して働くことができる職場環境の向上をもって、より一層の人的資本経営の推進を行ってまいります。

(5) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

- ① 当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年4月4日に同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴う公募増資により、資本金2,582,461千円、資本剰余金が2,582,461千円増加いたしました。

- ② 当社は、2024年2月27日付で、株式会社ジイ・シイ企画との間で、クレジットゲートウェイ事業の強化を目的に資本業務提携を行ったことを発表いたしました。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 36,936,900株

(注) 1. 2023年4月3日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は5,971,700株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は64,400株増加しております。

(3) 株主数 14,128名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱商事株式会社	9,414,100	25.48
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	3,305,300	8.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,613,600	7.07
株式会社ジェーシービー	1,396,400	3.78
三井住友カード株式会社	1,396,400	3.78
ユーシーカード株式会社	1,396,400	3.78
トヨタファイナンス株式会社	989,800	2.67
株式会社インターネットイニシアティブ	733,300	1.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	728,300	1.97
大日本印刷株式会社	698,100	1.88

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 高 敦	経営全般
取締役副社長	谷 本 健	経営戦略室及び情報プロセシング本部担当
取締役副社長	小松原 道 高	ソリューション推進本部長
専務取締役	西 脇 徹	管理本部長
取 締 役	西 村 浩 哉	三菱商事(株) 食品流通・物流本部長 (株)MCデータプラス社外取締役
取 締 役	富 本 祐 輔	トヨタファイナンシャルサービス(株) イノベーション本部副本部長 OPN Holding(株) 取締役
取 締 役	菅 野 沙 織	オルヴェオン グローバル ジャパン(株) 代表取締役社長 日本輸入化粧品協会 理事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	酒 井 慎 二	
取 締 役 (監査等委員)	眞 田 幸 俊	慶應義塾大学 理工学部電気情報工学科 教授 一般社団法人電子情報通信学会 副会長
取 締 役 (監査等委員)	柳 澤 宏 輝	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役菅野沙織氏の戸籍上の氏名は、本間沙織です。
2. 取締役西村浩哉氏、取締役富本祐輔氏、取締役菅野沙織氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)酒井慎二氏、取締役(監査等委員)眞田幸俊氏及び取締役(監査等委員)柳澤宏輝氏は、社外取締役(監査等委員)であります。
4. 取締役(常勤監査等委員)酒井慎二氏は、前職において、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役(監査等委員)眞田幸俊氏は、次世代移動通信システムを分野とする研究者であり、当社ビジネスと関連性がある専門的な知識を有しており、また、大学教授という教育者として幅広い見識と経験を有しております。取締役(監査等委員)柳澤宏輝氏は、弁護士として豊富な法的知識と経験を有しております。
5. 2024年3月31日をもって、取締役西村浩哉氏及び取締役富本祐輔氏は辞任により退任いたしました。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、酒井慎二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、社外取締役菅野沙織氏、社外取締役酒井慎二氏及び社外取締役眞田幸俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)			対象となる 役員 の 数 (名)
		金 銭 報 酬		非 金 銭 報 酬 等	
		基本報酬	業績連動 報酬等		
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	119,358 (4,800)	85,710 (4,800)	18,058 (-)	15,589 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,800 (22,800)	22,800 (22,800)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	142,158 (27,600)	108,510 (27,600)	18,058 (-)	15,589 (-)	8 (4)

- (注) 1. 上表には無報酬の取締役2名を除いております。また、合計欄は実際の支給人数を記載しております。
2. 社外取締役(監査等委員を除く。)のうち2名の報酬については、出向元に事務協力費として支払っております。その合計金額は9,600千円になります。

② 業績連動報酬等に関する事項

a. 業績指標の内容及びその選定理由

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する経営戦略実現への動機づけとし、当社の事業特性を踏まえて客観性・透明性のある報酬制度とするため、売上高前年度伸長率及び当期純利益を指標としております。

b. 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象に短期インセンティブ報酬として金銭報酬における業績連動報酬を導入しております。前年度の売上高に対し、伸長率が100%を超える場合に支給することを前提条件としております。この条件を達成した場合、当期純利益を基礎とした金額に役員別の係数を乗じて算出した金額を毎月支給することとしております。

c. 業績指標に関する実績

当事業年度支給対象の実績は、それぞれ7,831百万円(前期比109.7%)、672百万円になります。

③ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、株式報酬として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に2023年6月28日開催の第16回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権制度を導入しております。

新株予約権の発行数の上限は600個であり、新株予約権の目的となる株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとし、

【ご参考】

2024年6月26日開催予定の定時株主総会の第3号議案として提出しております「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されますと、株式報酬は、新株予約権制度に代え、譲渡制限付株式報酬制度となります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	上限の額及び株式数（個数）	株主総会決議	株主総会決議時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）	2023年6月28日開催の第16回定時株主総会	7名（うち社外取締役3名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	株式報酬	・年額40百万円以内 ・新株予約権の数の上限600個	2023年6月28日開催の第16回定時株主総会	4名
取締役（監査等委員）	金銭報酬	30百万円以内	2020年6月22日開催の第13回定時株主総会	3名

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等の決定にあたっては、取締役報酬ポリシーを取締役会で定め、取締役報酬ポリシーに基づき、基本報酬、短期インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬からなる報酬制度としております。

なお、取締役報酬ポリシーは次の3点から構成されます。

- ・報酬構成：報酬項目は基本報酬、短期インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬とする。
- ・報酬水準：世間統計の水準を参考に、代表取締役社長の報酬水準を設定する。その他の役位については、代表取締役社長の水準に基づいて役位ごとに設定する。
- ・評価反映：基本報酬のうち執行報酬部分について、取締役個人の評価結果に連動させる。また、短期インセンティブ報酬について、売上高及び当期純利益を指標とする。中長期インセンティブ報酬について、当期純利益を指標とする。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

a. 業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責その他会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する決定方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に短期インセンティブ報酬を導入しております。前年度の売上高に対し、伸長率が100%を超える場合に支給することを前提条件としております。この条件を達成した場合、当期純利益を基礎とした金額に役位別の係数を乗じて算出した金額を毎月支給することとしております。

c. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については、報酬等の種類ごとの割合を設定しており、業績指標100%達成時において、おおよその目安として、報酬等の種類ごとの割合については、基本報酬：短期インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝3：1：1としております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長大高敦に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の管掌領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたって

は、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

b. 取締役（監査等委員）の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員）の報酬は、株主総会にて決議された取締役（監査等委員）にかかる報酬総額の限度内において、常勤、非常勤の別及び業務分担の状況を考慮して取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役西村浩哉氏は、三菱商事株式会社の食品流通・物流本部長及び株式会社MCデータプラスの社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役富本祐輔氏は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社のイノベーション本部副本部長及びOPN Holding株式会社の取締役であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役菅野沙織氏は、オルヴェオン グローバル ジャパン株式会社の代表取締役社長であり、日本輸入化粧品協会の理事長であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）眞田幸俊氏は、慶應義塾大学理工学部電気情報工学科の教授及び一般社団法人電子情報通信学会の副会長であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）柳澤宏輝氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の主な活動状況

役 職	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 村 浩 哉	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に決済事業全般にかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取 締 役	富 本 祐 輔	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に決済事業全般にかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取 締 役	菅 野 沙 織	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、主にマーケティングにかかる見地から当社ビジネスに関し意見・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。

役 職	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	酒 井 慎 二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、常勤監査等委員の立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	眞 田 幸 俊	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、監査等委員の立場から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	柳 澤 宏 輝	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき助言・提言を行っております。また、監査等委員会においては、監査等委員の立場から適宜発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び相続人、管理職従業員、子会社役員等を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、PwC Japan有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましても、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘

案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定めており、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,182,295	流動負債	12,561,723
現金及び預金	13,173,388	買掛金	205,792
売掛金	1,311,805	短期借入金	8,000
契約資産	32,872	1年内返済予定の長期借入金	74,086
商品	616,318	未払法人税等	193,438
蔵品	5,082	契約負債	1,763,654
その他	1,045,430	賞与引当金	185,727
貸倒引当金	△2,603	製品保証引当金	680
固定資産	9,347,946	預り金	8,777,479
有形固定資産	1,864,527	リース債務	85,341
建物附属設備	219,883	その他	1,267,523
工具、器具及び備品	2,538,144	固定負債	2,138,656
リース資産	1,137,071	長期借入金	187,110
建設仮勘定	444,876	リース債務	1,373,072
減価償却累計額	△2,475,449	役員退職慰労引当金	37,380
無形固定資産	6,699,151	退職給付に係る負債	140,840
のれん	536,965	その他	400,252
リース資産	504,212	負債合計	14,700,379
ソフトウェア	3,956,514	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,697,980	株主資本	10,714,408
その他	3,477	資本金	6,150,906
投資その他の資産	784,267	資本剰余金	3,305,633
投資有価証券	286,024	利益剰余金	1,257,868
敷金及び保証金	294,567	その他の包括利益累計額	75,888
繰延税金資産	120,059	その他有価証券評価差額金	75,888
その他	83,615	新株予約権	39,565
資産合計	25,530,241	純資産合計	10,829,861
		負債純資産合計	25,530,241

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,370,036
売上原価	7,048,173
売上総利益	3,321,863
販売費及び一般管理費	2,544,821
営業利益	777,042
受取利息	70
助成金の収入	3,406
その他	192
営業外費用	3,669
支払利息	8,273
株式公開費用	6,656
経常利益	14,930
税金等調整前当期純利益	765,780
法人税、住民税及び事業税	125,316
法人税等調整額	55,116
当期純利益	180,432
親会社株主に帰属する当期純利益	585,348
	585,348

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,388,548	流動負債	4,067,520
現金及び預金	4,576,584	買掛金	130,053
売掛金	1,194,749	リース債務	77,285
契約資産	32,872	未払金	945,784
商品	554,184	未払費用	247,872
蔵品	2,592	未払法人税等	192,791
前払費用	230,220	預り金	506,807
未収消費税等	162,337	契約負債	1,763,654
その他の	635,278	賞与引当金	185,727
貸倒引当金	△272	製品保証引当金	680
固定資産	9,363,356	その他の	16,863
有形固定資産	1,807,070	固定負債	1,802,213
建物附属設備	217,155	リース債務	1,353,604
工具、器具及び備品	2,474,660	長期未払金	321,122
リース資産	1,100,453	退職給付引当金	127,487
建設仮勘定	444,876	負債合計	5,869,734
減価償却累計額	△2,430,076	(純資産の部)	
無形固定資産	5,934,549	株主資本	10,766,717
商標権	1,949	資本金	6,150,906
リース資産	504,212	資本剰余金	3,305,633
ソフトウェア	3,791,910	資本準備金	3,150,906
ソフトウェア仮勘定	1,635,977	その他資本剰余金	154,727
その他の	500	利益剰余金	1,310,177
投資その他の資産	1,621,736	その他利益剰余金	1,310,177
投資有価証券	276,024	繰越利益剰余金	1,310,177
子会社株式	938,988	評価・換算差額等	75,888
長期前払費用	31,950	その他有価証券評価差額金	75,888
敷金	282,606	新株予約権	39,565
繰延税金資産	92,166	純資産合計	10,882,170
資産合計	16,751,905	負債純資産合計	16,751,905

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,370,036
売上原価	7,048,173
売上総利益	3,321,863
販売費及び一般管理費	2,492,512
営業利益	829,350
営業外収入	70
受取利息	70
助成金収入	3,406
その他の	192
営業外費用	3,669
支払利息	8,273
株式公開費用	6,656
経常利益	14,930
税引前当期純利益	818,089
法人税、住民税及び事業税	125,316
法人税等調整額	55,116
当期純利益	180,432
	637,657

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限 責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤山	宏行
指定有限 責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	直幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤山	宏行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	直幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当社監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されているその他の関係会社である三菱商事株式会社との間の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているその他の関係会社である三菱商事株式会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社ランザクション・メディア・ネットワークス 監査等委員会

監 査 等 委 員 酒 井 慎 二 ㊟

監 査 等 委 員 眞 田 幸 俊 ㊟

監 査 等 委 員 柳 澤 宏 輝 ㊟

(注) 監査等委員酒井慎二、眞田幸俊及び柳澤宏輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役西村浩哉氏及び取締役富本祐輔氏は2024年3月31日付にて辞任により退任いたしました。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>おお たか あつし 大 高 敦 (1970年3月3日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会への出席状況 14/14回 (100%)</p>	<p>1992年6月 三菱商事(株) 入社 2002年1月 同社 新機能事業グループ 金融企画部 シニアマネージャー 2002年4月 同社 コーポレートグループビジネスクリ エーション室 シニアマネージャー 2005年4月 同社 イノベーション事業グループビジネ スクリエーション部 シニアマネージャー 2008年3月 当社出向 代表取締役社長 2020年11月 当社移籍 代表取締役社長(現任)</p> <p>(現在の担当) 経営全般</p> <p><取締役候補者とした理由> 代表取締役社長として、幅広い見識と指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、当社の創業者として豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	谷 本 健 (1969年11月28日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1995年4月 三菱商事(株) 入社 2016年9月 ビープル(株) 代表取締役 2020年1月 当社入社 執行役員経営戦略室長 2020年6月 当社 取締役副社長 経営戦略室長 2022年7月 当社 取締役副社長 (現任) (現在の担当) 経営戦略室及びインテグレイテッドサービス企画本部担当 <取締役候補者とした理由> 取締役副社長として、当社の経営に携わり、特に経営戦略の領域において指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、他会社の代表取締役を歴任するなど、経営全般について豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。	0株
3	小松原 道高 (1968年12月21日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1993年4月 三菱商事(株) 入社 2010年4月 ビーウィズ(株) 取締役経営企画部長 2014年12月 インド三菱商事会社 ビジネスサービス部門 SVP 2017年10月 当社出向 経営戦略部長 2018年11月 当社出向 取締役副社長 ソリューション推進本部長 2020年11月 当社移籍 取締役副社長 ソリューション推進本部長 2024年4月 当社 取締役副社長 (現任) (現在の担当) CS推進本部及び開発本部担当 <取締役候補者とした理由> 取締役副社長として、当社の経営に携わり、特にソリューション推進の領域において指導力を発揮し、当社事業の発展に寄与しております。また、決済サービス事業の業界について、豊富な見識、実績を有していることから、今後も当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">やま うち けん し 山 内 研 司 (1968年12月20日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p>取締役会への出席状況 -/-回 (-%)</p>	<p>1991年4月 ㈱ジェーシービー 入社 2009年4月 同社 プロセシング事業統括部部长 2010年4月 同社 EC事業開発部部长 2011年4月 同社 加盟店事業統括部部长 2017年6月 同社 東海支社長 2021年4月 ㈱ジェイエムエス出向 代表取締役社長 2022年6月 ㈱日本カードネットワーク出向 主監 2023年12月 当社 入社 2024年4月 当社 業務統括本部长 (現任)</p> <p>(現在の担当) 業務統括本部长</p> <p><取締役候補者とした理由> 長らく株式会社ジェーシービーに勤務し、カード決済サービス事業等の幅広く豊富な業務経験や、株式会社ジェイエムエスにおいて代表取締役社長を務め、企業経営分野での見識、実績を有していることから、当社の中長期的な企業価値向上に適切な人材と判断し、取締役として選任しております。</p>	0株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p data-bbox="273 526 489 601">かん の さ おり 菅野沙織 (1959年11月12日)</p> <p data-bbox="356 636 409 684">再任</p> <p data-bbox="356 716 409 765">社外</p> <p data-bbox="356 796 409 845">独立</p> <p data-bbox="263 879 505 946">取締役会への出席状況 14/14回 (100%)</p>	<p data-bbox="535 223 1158 1010"> 1983年4月 (株)ノエビア 入社 1986年10月 (株)K&L 入社 1989年2月 エル・インターナショナル(株) 入社 1993年10月 レブロン(株) 入社 マーケティング部 室長 1996年10月 イブ・サンローラン・パルファン(株) 入社 マーケティング部 部長 2001年1月 ブルジョア(株) 入社 マーケティング部 部長 兼 営業部 部長 2011年4月 レブロン(株) 入社 マーケティング部 本部長 2012年3月 同社 代表取締役社長 2017年6月 日本輸入化粧品協会 理事長 (現任) 2019年6月 在日米国商工会議所 理事 2020年6月 当社 社外取締役 (現任) 2022年3月 レブロン(株) 上級顧問 2022年7月 ベアエッセンシャル(株) (現 オルヴェオン グローバル ジャパン(株)) 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) オルヴェオン グローバル ジャパン(株) 代表取締役社長 日本輸入化粧品協会 理事長 </p> <p data-bbox="520 1029 1342 1218"> <社外取締役候補者とした理由及び期待する役割> 外資系企業における豊富な経験、他社において代表取締役を歴任するほか、日本輸入化粧品協会理事長及び在日米国商工会議所理事といった要職を務められていたことによるグローバルな視点や、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。引き続き、社外取締役として、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督いただけるものと判断し、選任しております。 </p>	0株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	さ とう たか し 佐 藤 隆 史 (1974年6月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 取締役会への出席状況 -/-回 (-%)	1999年4月 三菱商事(株) 入社 2012年4月 (株)大創産業出向 総合企画室長 2015年12月 三菱商事(株) 生活産業グループ CEOオ フィス 2018年5月 (株)ローソンスストア100出向 取締役上級執 行役員 2019年3月 同社出向 代表取締役社長 2024年4月 三菱商事(株) S.L.Cグループリテイル本部 アライアンス推進部長 (現任) (重要な兼職の状況) 三菱商事(株) S.L.Cグループリテイル本部 アライア ス推進部長 <社外取締役候補者とした理由及び期待する役割> 三菱商事株式会社において、リテール分野のマーケティング事業を推進す るなど幅広い業務経験や、株式会社ローソンスストア100において代表取締 役社長を歴任していたことによる豊富な経験及び幅広い見識を有しており ます。社外取締役として、当社経営に対して、有益なアドバイスをいただ けるものと判断し、選任しております。	0株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	さわだ たてゆき 澤田 建之 (1974年11月28日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 取締役会への出席状況 -/-回 (-%)	1998年4月 (株)東京三菱銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年10月 トヨタファイナンシャルサービス(株) 入社 2015年1月 同社 海外販売金融G Senior Manager 2016年1月 Toyota Kreditbank GmbH出向 General Executive 2021年1月 トヨタファイナンシャルサービス(株) ペイメントソリューションG Group Vice President 2023年1月 同社 デジタルソリューション部 部長 (現任) (重要な兼職の状況) トヨタファイナンシャルサービス(株) デジタルソリューション部 部長 <社外取締役候補者とした理由及び期待する役割> トヨタファイナンシャルサービス株式会社において、キャッシュレスを中心とした決済サービス事業の推進や海外駐在も含めたマーケット分野の豊富な経験及び幅広い見識を有しております。社外取締役として、当社経営に対して、有益なアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。	0株

- (注) 1. 菅野沙織氏の戸籍上の氏名は、本間沙織です。
2. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
3. 菅野沙織氏、佐藤隆史氏及び澤田建之氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 菅野沙織氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を菅野沙織氏と締結しております。菅野沙織氏が社外取締役に再任された場合、引き続き同氏との契約を継続する予定であります。
6. 佐藤隆史氏及び澤田建之氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしておりま

- す。各候補者が取締役を選任された場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は2024年6月の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、菅野沙織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>酒井 慎二 (1961年12月2日)</p> <p><input type="checkbox"/>再任</p> <p><input type="checkbox"/>社外</p> <p><input type="checkbox"/>独立</p> <p>取締役会への出席状況 14/14回 (100%)</p>	<p>1985年4月 日立工機(株) 入社</p> <p>1997年1月 イノテック(株) 入社 金融企画部 シニアマネージャー</p> <p>2007年6月 同社 取締役</p> <p>2011年6月 同社 監査役</p> <p>2015年5月 日本電産(株) (現 ニテック(株)) 入社</p> <p>2017年8月 (株)Imaging Device Technologies 入社</p> <p>2019年12月 当社 常勤監査役</p> <p>2020年5月 (株)SensA I 非常勤監査役</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)</p> <p><社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由及び期待する役割> 他社において取締役及び監査役を歴任し、経営者としての経理及び財務分野での豊富な経験を有しております。引き続き、監査等委員である社外取締役として、豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に対し適切な監査を遂行していただくとともに、経営全般へのアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	眞 田 幸 俊 (1969年7月12日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1997年4月 東京工業大学工学部 助手 2000年4月 (株)ソニーコンピュータサイエンス研究所 アソシエイトリサーチャー 2001年4月 慶應義塾大学理工学部 講師 2004年4月 同大学 助教授 2007年4月 同大学 准教授 2011年4月 同大学 教授(現任) 2020年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 慶應義塾大学理工学部電気情報工学科 教授 一般社団法人電子情報通信学会 副会長 <社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待する役割> 次世代移動通信システムを研究分野とする研究者として当社ビジネスと深く 関連性のある専門的な知識を有しており、また、大学教授という教育者とし ての幅広い見識と経験を有しております。引き続き、当社の監査等委員であ る社外取締役として、当社の経営に対し適切な監査を遂行していただくこと ともに、特に技術分野についてアドバイスをいただけるものと判断し、選任し ております。	0株
3	柳 澤 宏 輝 (1976年4月23日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	2001年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 入所 2011年1月 同事務所 パートナー(現任) 2012年6月 大幸薬品(株) 社外監査役 2018年6月 同社 社外取締役(監査等委員) 2020年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 <社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待する役割> 弁護士として、特に企業活動、雇用・労働法務に関する様々な業務に携わ り、豊富な法的知識と経験を有しております。過去に社外役員となること以 外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き、当社の監査 等委員である社外取締役として、当社の経営に対し適切な監査を遂行して いただくとともに、特にコンプライアンス分野についてアドバイスいただける ものと判断し、選任しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 酒井慎二氏、眞田幸俊氏及び柳澤宏輝氏の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 酒井慎二氏、眞田幸俊氏及び柳澤宏輝氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります
が、その在任期間は、本総会終結の時をもって酒井慎二氏は4年、眞田幸俊氏は4年、柳澤宏輝氏は
4年になります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定す
る額を限度額として限定する契約を酒井慎二氏、眞田幸俊氏及び柳澤宏輝氏と締結しております。酒
井慎二氏、眞田幸俊氏及び柳澤宏輝氏が監査等委員である社外取締役に再任された場合、引き続き各
氏との契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結して
おり、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る
請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしておりま
す。各候補者が取締役を選任された場合は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は2024年6月の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、酒井慎二氏及び眞田幸俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま
す。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、また上記報酬枠とは別枠で当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額40百万円以内、新株予約権の上限数600個とする旨のご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行のストック・オプション制度に代え、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案につきご承認をいただいた場合、ストック・オプション制度を廃止し、今後、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

本議案に基づき、上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額55百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は4名であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式

割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第17期事業報告12頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとします。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、①当該対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以上